

## 公の施設のあり方の見直しに関する報告（案）

（先行検討3施設：「健康増進センター」、「さつき寮」、「心身障害者歯科診療車」）

18.12.

公の施設のあり方検討部会

### 1 公の施設のあり方検討部会による見直し

#### (1) 検討部会設置の必要性

公の施設については、これまでもサービスの向上と効率的な施設運営に努めているが、極めて厳しい財政状況の中、限られた資源を有効に活用するためには、一層効率的な運営を図るとともに、施設の必要性を含めて、そのあり方について見直す必要がある。また、平成17年3月末に国から通知のあった「新地方行革指針」において、公の施設について施設の存廃も含めた抜本的な見直しを行うことが示された。

このため、公の施設のあり方を見直すため、民間有識者等で構成する検討機関を設置し、まずは直営施設について、施設のあり方を検討することとした。

#### (2) 検討部会設置の趣旨、役割等

公の施設のあり方の見直しは、別途策定する見直し指針に基づき行うが、その見直し作業の過程において、民間委員から納税者及び施設利用者の視点に立った意見をいただき、各部局長と議論しながら、部会としての見直しの最終方針を作成し、行政改革・地方分権推進本部会議に報告する。

具体的には、各施設別に必要性、有効性等について検討し、次のような方向性を出す。

- ・ 廃止、統合、譲渡、存続
- ・ 指定管理者制度又は地方独立行政法人制度の導入
- ・ 経営の効率化のための方策（具体的な維持管理・運営方法の提示）

#### (3) 検討部会の組織

「行政改革・地方分権推進委員会」の専門部会（作業部会的なもの）として、民間委員（行革推進委員会委員、学識経験者、公認会計士、企業経営者、NPO関係者、教育関係者等 10名）と各部局長（9名）で構成する。

## 2 検討対象施設

当部会として、検討の対象とした施設は、県が直営で運営している「公の施設」のうち  
 法令等で設置・運営が義務付けられているもの  
 既に施設のあり方について検討され、施設の方向性が県民一般に周知されているもの  
 他の検討組織において、見直しが行われることとなっているもの  
 を除く21施設(81箇所)を対象とした。

### 《検討対象施設一覧》

所 管 部	施 設 名	備考(所管課)
県民環境部	消費生活センター	県民生活課
	北条鹿島博物展示館	自然保護課
保健福祉部	医療技術大学	保健福祉課
	歯科技術専門学校	医療対策室
	看護専門学校	
	レントゲン自動車	健康増進課
	<b>健康増進センター</b>	
	動物愛護センター	薬務衛生課
	<b>さつき寮</b>	子育て支援課
	<b>心身障害者歯科診療車</b>	障害福祉課
経済労働部	中小企業労働相談所(5箇所)	労政雇用課
農林水産部	農業大学校	担い手対策推進室
土 木 部	県営住宅(51箇所)	建築住宅課
公営企業管理局	県立病院(5箇所)	県立病院課
教育委員会	生涯学習センター	生涯学習課
	総合科学博物館	
	歴史文化博物館	
	図 書 館	
	博 物 館	
	青年の家(3箇所)	
	美 術 館	文化振興課

太字が今回提示する施設。

### 3 これまでの見直しの経過及び今後の進め方

#### 【平成 17 年度】

平成 17 年 12 月 16 日 第 1 回公の施設のあり方検討部会

- ・ 検討対象施設の決定
- ・ 公の施設のあり方見直し指針の決定

平成 18 年 2 月 現地視察

- ・ 民間委員による検討対象施設の視察及び施設職員からの「施設概要」、「現状」等の確認

#### 【平成 18 年度】

平成 18 年 4 月～7 月 民間委員ヒアリング

- ・ 各施設所管課から現状説明を行う「ヒアリング」を実施し、民間委員の施設に対する理解を深めるとともに課題等を整理。

平成 18 年 10 月 30 日 第 2 回公の施設のあり方検討部会

- ・ 全検討対象施設について、各施設を所管する部局等から提示された、「施設に対する県の考え方」に基づき、質疑応答を行ったほか、「健康増進センター」及び「さつき寮」については、先行して方向性を示すことを決定し、その後に「心身障害者歯科診療車」も合わせて方向性を示すことを決定。

平成 18 年 12 月 14 日 第 3 回公の施設のあり方検討部会

- ・ 先行検討 3 施設の見直し案について協議
- ・ これまでの視察やヒアリングの結果、部局等からの意見などを踏まえて、3 施設に係る「民間委員からの見直し案」を提示し、部会しての意見を決定。

平成 18 年 12 月中旬～19 年 1 月中旬（予定）

部会見直し案に対する「パブリック・コメント」の実施

平成 19 年 1 月（予定）愛媛県行政改革・地方分権推進本部会議等への報告並びに承認

#### 4 見直しの基本的な考え方（公の施設のあり方の見直し指針から）

##### 【見直しの視点】

###### (1) 必要性〔県が設置する必要性に関する視点〕

施設の設置目的が、時代、県民のニーズに適合しているか。

施設の設置目的や機能が近隣の県有施設のみならず、市町、民間等の施設と競合していないか。

施設の提供するサービスが、市町、民間等で実施可能ではないか。

県が管理、運営を行わなければならないだけの広域性があるか。

###### (2) 有効性〔利用に関する視点〕

施設の設置目的に沿った利用がなされているか、また、十分に利用されているか。十分に利用されていても、特定の個人団体に極端に偏ったものとなっていないか。

施設の管理運営が硬直化していないか。利用目的に照らして効率的、弾力的に行われているか。

施設の管理運営主体が施設の利用目的から判断し適切であるか。

施設の内容、利用に関する県民ニーズの把握とPRが十分に行われているか。

###### (3) 効率性〔経営の効率化：収入及び支出に関する視点〕

効率的な管理運営方策

利用率・サービス等の向上方策

施設・設備等の改善方策

新たな活用方策の検討

具体的な維持管理・運営費の設定

##### 【見直しの方向性】

###### (1) 廃止

社会経済情勢の変化により、役割を終えたもの

税金を投入してサービスを提供することがふさわしくないもの

利用率が低下しており、今後も向上の見込みがないもの

###### (2) 統合

近隣に類似したものや、同種の施設があるもの

近隣の施設と統合した方が効率的な運営ができるもの

###### (3) 譲渡（地元市町・民間、有償・無償など）

利用者が特定の地域に偏っているもの

市町、民間等が同種のサービスを提供している（もしくは提供し得る）もの

###### (4) 存続

県が直接、管理する必要があるものは直営

県が設置する必要性は認められるが、民間経営手法の導入により効率的経営が可能と判断されるものなど、県が直接管理する必要性、合理的理由が認められない施設は、指定管理者制度あるいは地方独立行政法人制度を導入

なお、指定管理者制度、地方独立行政法人制度のいずれを選択するかは、施設の性格、両制度の趣旨に鑑み判断

## 5 先行検討施設について

「健康増進センター」、「さつき寮」、「心身障害者歯科診療車」を先行して検討した背景及び理由

### 《「健康増進センター」、「さつき寮」》

現在、県が設置している保健福祉関係施設については、その多くが老朽化、狭隘化し、近い将来改築等が必要な状況となっているほか、県立中央病院の建替えに伴い、同病院に隣接する「健康増進センター」等が入居している施設は、平成20年度中に撤去される予定である。

このため、保健福祉部においては、既存の県有施設を有効活用しながら、子ども、女性、障害者などの保健・福祉に関する相談・支援施設等を集約することについて、現在検討しているところであるが、その円滑な推進のためには、早急に移転・集約対象施設を決定のうえ、来年度早々には、施設改修の実質的な設計に取りかかる必要がある。

以上のことから、本年10月30日に開催した「第2回公の施設のあり方検討部会」において、保健福祉部長から、検討対象施設のうち、「健康増進センター」と「さつき寮」の先行検討についての要請があり、同検討部会で協議した結果、今回見直し案を提示することとした。

### 《「心身障害者歯科診療車」》

心身障害者歯科診療車については、現在、県以外での運営の可能性について、関係団体と協議がなされているところであり、県以外での運営について、できる限り早期に対応するためには、『医師の確保』や『訪問（巡回）先の調整』など、利用者に対するサービスの低下を招くことのないよう配慮する必要があることなどを理由に、保健福祉部長から、先行検討の要請がなされたところである。

また、関係団体からも、来年4月1日から事業を実施したい旨の申し入れとともに、県としての意向を求められている状況にあることも踏まえて協議した結果、前述の「健康増進センター」、「さつき寮」と合わせて、今回見直し案を提示することとした。

## 6 施設別（3施設）の見直し案

### 健康増進センター

#### 1. 施設の概要

施設の名称	健康増進センター		
所在地	松山市末広町1丁目1番地	所管課	健康増進課
設置年月日	昭和50年9月1日	建物構造	鉄筋コンクリート造地下1階地上4階建
延床面積	4,132.39 m <sup>2</sup>	敷地面積	5,030.89 m <sup>2</sup>
設置目的	<p>健康増進センターは、健康度測定の実施やプール・トレーニング施設等の一般開放等を通じ、県民の健康づくりを支援するための中核施設として昭和50年9月に設置された。</p> <p>近年の健康づくりに関する意識の高まりやニーズも多様化を受け、民間の検診団体や医療機関が実施する健康診断・人間ドックが普及・充実し、さらに、スポーツジム等の民間健康増進施設も増加するなど、センターを取り巻く環境が大きく変化したため、平成15年度に機能の大幅な見直しを行い、健康度測定やプール・トレーニング室の開放といった直接支援事業を廃止し、県民一人ひとりが健康づくりに主体的に取り組むための間接支援を主眼に、健康情報の収集・分析・発信、健康づくり指導者の養成、地域保健従事者の支援等、県下全域を対象とした「健康づくりに関するシンクタンク」へと機能の転換を図ったところである。</p>		
現状及び課題	<p>平成18年度からはさらに業務を縮小し、がん情報の収集、不妊専門相談、難病患者相談支援事業、人材養成のための各種研修事業、会議室やトレーニング室の貸館事業が主な事業となっており、センターとしての存在意義が薄れてきているほか、隣接する県立中央病院の建替工事に伴い、平成20年度には現在の建物が撤去される予定となっている。</p> <p>なお、所管部からは、建物の撤去に併せて他の保健福祉関係施設とともに整肢療護園跡へ移転し、機能集約を図るために統合を検討したいとの意向が示されている。</p>		

#### 2. 事業等の状況及び施設の運営コスト

##### (1) 15年度の見直し時に廃止した事業

事業名	状況
健康度測定事業	廃止
プールの開放事業	廃止（プール棟を中央病院へ無償貸与）
トレーニング室の開放事業	廃止（トレーニング室は貸館として利用）

##### (2) 18年度現在実施している事業

事業名	内容
がん情報収集事業	医療機関から情報の提供を受け解析
不妊専門相談事業	不妊に関する相談
難病患者相談支援事業	療養上又は日常生活上の悩みに関する相談
各種研修事業	健康づくり指導者等の養成
貸館事業	会議室・トレーニング室等の貸与
- 県民健康調査	（5年毎に実施）

## (3) 施設の運営コスト

(単位：千円)

区 分	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
収入 ( )	6,764	858	4,717	4,717	5,048
施設使用料	6,628	833	945	945	900
行政財産使用料	0	0	28	28	28
その他	136	25	3,744	3,744	4,120
支出 ( )	178,030	124,551	118,006	124,753	55,836
人件費	128,622	98,550	96,174	103,964	39,976
施設管理費	49,408	26,001	21,832	20,789	15,860
収支 ( - )	171,266	123,693	113,289	120,036	50,788

人件費（県正規職員分）については、県職員の平均給与額により算出

## 3. 検討結果

健康増進センターは、健康度測定の実施やプール・トレーニング施設等の一般開放等を通じ、県民の健康づくりを支援するための中核施設として昭和 50 年 9 月に設置された。その後、健康づくりに関する県民の意識の高まりやニーズの多様化等に伴い、平成 15 年度に機能の大幅な見直しを行い、健康度測定やプール・トレーニング室の開放といった直接的な支援は廃止し、「健康づくりに関するシンクタンク」へと機能転換を図ったが、平成 18 年度からはさらに事業を縮小し、現在の主な事業は がん情報の収集、不妊専門相談、難病患者相談支援事業、人材養成のための各種研修事業、会議室等の貸館事業となっており、センターとしての存在意義が薄れてきている。

このような現状を踏まえ、その事業内容について施設の必要性等を検討したところ、がん情報の収集については、医療機関から届出のあった県内のがんの罹患や死亡又は生存の状況等の情報を登録のうえ集計・解析し、その結果を医療機関へ還元しているところであるが、対象となる症例を多数扱っている公的医療機関による事業実施の可能性も十分考えられる。不妊専門相談及び難病患者相談支援事業については、専門的知識を持った外部の医師や保健師による面接又は電話相談を行っているが、これらについては、いずれも相談者のプライバシーに十分配慮する必要はあるものの、事業実施に必要なスペース（相談室等）さえ確保できれば、必ずしも「センター」という一つの独立した機関を設けるまでの必要性は認められず、保健所等が主体となり、市町や医療機関等とも連携を図り、より県民に身近なサービスの提供について検討するべきである。

また、人材養成のための各種研修事業については、センターでは生活習慣病予防や食育、防煙対策等の指導者養成研修を実施しているが、これについても本庁又は保健所による実施や、市町や民間、また各種職能団体の取り組みに委ねることが十分可能である。貸館事業についても、他の県有施設や民間等でも同様の機能を持った施設は多数あることから、同センターとして維持すべき機能ではない。

以上のように、健康増進センターについては、現在の機能を今後も引き続き維持し続ける必要性・有効性は低いことから、「廃止」することが適当と考える。

# さつき寮

## 1. 施設の概要

施設の名称	さつき寮（婦人保護施設）		
所在地	松山市	所管課	子育て支援課
設置年月日	昭和 34 年 5 月 15 日	建物構造	木造 2 階建
敷地面積	456.06 m <sup>2</sup>	延床面積	496.94 m <sup>2</sup>
定員	20 名	入寮期間	原則 6 ヶ月以内
設置目的	<p>設置当初は、売春防止法に規定する要保護女子の保護更生を行うことを目的としていたが、その後、家庭環境の破綻や生活の困窮など、様々な事情により社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性の保護と自立を支援する施設として機能している。</p>		
現状及び課題	<p>昭和 34 年に建築された施設が老朽化し雰囲気も暗いため、長期間の入寮をためらうケースがあるほか、部屋の配置上、身体の不自由な方や年配の方には、非常に使いにくい部分もあるなど、入寮者のニーズに十分対応できていない状況にある。過去には、入寮者も年間平均 15 人程度あり、入寮期間も平均 8 ヶ月程度であった時期もあったが、近年においては、年間入寮者は 10 人前後で入寮期間も平均 3 ヶ月程度となっている。</p>		

## 2. 施設の利用状況及び運営コスト

### (1) 施設の利用状況

施設内容	定員	年度別入寮実人員					備 考
		14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	
婦人保護施設	20 人	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	利用可能時間：24 時間(原則 6 ヶ月)
		23 人	12 人	8 人	6 人	7 人	

18 年度は見込み

### (2) 施設の運営コスト

(単位：千円)

区 分	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
収入 ( )	0	0	0	0	0
支出 ( )	6,353	5,664	5,226	4,894	4,915
人件費	4,372	4,286	4,303	4,267	4,196
施設管理費	1,981	1,378	923	627	719
収支 ( - )	6,353	5,664	5,226	4,894	4,915

人件費（県正規職員分）については、県職員の平均給与額により算出

### 3 . 検討結果

さつき寮は、売春防止法に規定する要保護女子の保護更生を行うことを目的として設置された施設であるが、現在は、様々な事情により社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性の保護と自立を支援する施設として機能しており、近年の施設利用者数は、年間 10 人前後であるが、婦人相談所における相談件数そのものは年々増加していることから、今後も現状程度の利用者数で推移する見込みである。

この「さつき寮」と同種の施設について、他県においては、民間によって運営されている事例も見受けられるが、本県においては、母子がともに自立に向けた支援を受けることができる「母子生活支援施設」がいくつかの市に設置されているものの、現在、女性のみを受け入れる「さつき寮」の役割を代替的に果たす施設は、民間も含めて設置されておらず、設置される予定もない。

現在、支援を必要とする女性については、婦人相談所を中心に、相談から長期的な保護までの一体的な処遇が行われており、さつき寮は、自立に向けた準備を行う必要がある女性を入寮させる施設として、要保護女子等の自立支援に欠かせない施設であるとともに、現在、県内にこれに代替する施設もないことから、当面は、県が直営で運営することが適当である。

なお、今後の施設運営については、近年の利用状況を勘案し、現在の定員（20 人）の縮小を検討するほか、職員配置の縮減にも取り組むことにより、より効率的な運営に努めるとともに、保護と自立支援を目的とする施設の性格を考慮し、利用者のプライバシーの保護や安全性の確保等についても最大限配慮するよう十分留意されたい。

# 心身障害者歯科診療車

## 1. 施設の概要

施設の名称	心身障害者歯科診療車（こまどり号）		
所在地	松山市	所管課	障害福祉課
設置年月日	昭和 55 年 10 月 12 日	耐用年数	5 年（歯科診療ユニット 7 年）
施設概要	小型バスタイプの車輛（全長 699cm、幅 201cm、高さ 279cm）		
主要設備	歯科診療ユニット、車椅子用リフト、発電機 等		
設置目的	<p>心身障害児(者)施設等へ歯科巡回診療班を派遣し、口腔衛生思想の啓もう普及、歯科保健指導歯科検診及び歯科診療を行うことにより心身障害児(者)の福祉の増進を図ることを目的として設置された。</p> <p>巡回診療事業は、県下全域に設置されている知的障害者援護施設等 91 施設のうち、希望のあった施設を巡回し、歯科医での診察・診療を受けることが困難な障害者の方々の歯科検診を行っている。</p>		
現状及び課題	<p>近年においても、毎年、年間約 50 施設以上、約 2 千人以上が検診を受けているところであるが、稼働日数で見ると 17 年度実績で延べ 44 日に過ぎず、稼働率を上げる余地はあると思われる。また、本県と類似する事業を行っている栃木県、千葉県など 5 都県においては、県が特殊車両を所有し、主に歯科医師会に委託して、障害者を対象とした巡回診療事業を実施しており、各都県とも、それぞれ治療を行うとともに利用料金を徴収している。本県では、簡単な治療を除き、基本的に検診のみを無料で実施しているが、患者からは、治療についても実施してほしいとの希望もあることから、今後、本格的な治療の実施や利用料金の徴収について検討していく必要がある。</p>		

## 2. 施設の利用状況及び運営コスト

(1) 事業実績（昭和 55 年～平成 17 年度までは県歯科医師会へ委託して実施。現在は県直営。）

年度	委託料 (事業費)	実績(計画)			備考
		稼働日数	実施回数	受診人数	
14	14,143	71	71	2,495	
15	14,143	70	71	2,751	
16	11,415	43	54	2,115	
17	10,492	44	61	2,606	
18	(6,509)	(36)	(58)	(2,465)	

(2) 施設の運営コスト

(単位：千円)

区分	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
収入( )	0	0	0	0	0
支出( )	14,510	14,631	11,769	11,004	8,247
人件費	367	362	354	360	1,738
管理運営費	14,143	14,269	11,415	10,644	6,509
収支( - )	14,510	14,631	11,769	11,004	8,247

人件費（県正規職員分）については、県職員の平均給与額により算出

### 3 . 検討結果

心身障害者歯科診療車による巡回診療事業は、歯科医師や歯科衛生士の専門スタッフが県内各地の心身障害児(者)施設を巡回して、歯科医での診察・診療を受けることが困難な入所者の方々の歯科検診や口腔衛生指導等を行っているものであり、年間約 50 以上の施設で約 2,000 人以上が検診を受けており、心身障害児(者)の福祉の増進に寄与していることから、この事業の必要性は認められる。

この事業は、現在、県の直営で実施しているが、他県において県が直営で実施している事例が少ないこと、利用者から歯科検診にあわせて治療も行ってもらいたいとの強い要望があること、昨年度まで、歯科医師会への委託により事業をしていたこと、などから、県が直営で実施するよりも、歯科医師会等の民間機関に委託して事業を実施する方が利用者に対するサービス向上の観点から適当と考えられる。

また、当事業の実施にあたっては、現在の巡回診療では、簡単な治療も含め、基本的な検診のみを無料で実施しているが、治療の実施に関する利用者からの希望に応えるためにも、治療の実施が可能となるよう関係機関と協議を行い、利用者のサービス向上に努められたい。また、事業費についても、歯科診療を実施した場合の診療報酬が見込めることから、これを事業費と相殺することにより、経費の削減を図るべきである。

なお、この事業を委託により実施した場合においても、その後の運営状況等を十分検証したうえで、歯科診療車の受託者への譲渡の可能性について検討が必要と考える。